

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	31	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者が、水防法（昭和24年法律第193号）に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）</p> <p>・特例措置の内容 対象となる設備に係る固定資産税について、最初の5年間、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする</p> <p>・要望の内容 本特例措置の適用期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。</p>	
関係条文	<p>（地方税法附則第15条第28項 地方税法施行規則附則第6条第70項 水防法第15条第1項第4号イ、第15条の2 水防法施行規則第12条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( ▲ 0.3 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 全国各地で豪雨災害が多発しており、特に地下街等（不特定多数の者が利用する地下街、地下駅、これらと接続しているビルの地下フロア等の地下施設）については、地上よりも浸水速度が速く、また閉鎖的な空間であることから、身体・生命へのリスクが大きい。さらに地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場となっており、一旦浸水するとそれらの都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが不可欠である。 このため、水防法では、浸水想定区域内に位置し市町村地域防災計画に名称や所在地が明記された地下街等に対し避難確保・浸水防止計画の作成を義務づけており、当該計画に基づき、避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組みを推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 防水板、排水ポンプ等の本特例対象の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担が大きいものである。また、地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクも大きいことから、迅速に浸水防止を図ることが不可欠である。しかし、現在、浸水防止に必要な設備が未設置である施設があるほか、今後土のうを防水板へ置き換える需要や、市町村の地域防災計画の定期的な見直しによって浸水防止用設備を新たに必要とする施設の増加による需要も見込まれる。そのことから、令和10年3月末には、136施設において設備設置が見込まれる。浸水防止用設備の設置は、地下空間を利用する不特定多数の安全を守るとともに、災害時の公共負担の軽減に資するものであることから、本特例措置を通じた設備の導入促進は公益性の観点からも合理的であり、上記の政策目的を達成する上で、全ての対象施設で必要な設備が確実に設置されるようにするために本特例措置を延長する必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	-
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定） 第3章 国土強靱化の推進方針 （10） 国土保全 …洪水、内水、高潮…（中略）…等の自然災害に対して、…（中略）…土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 第3章第2節 重点目標1 政策パッケージ1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進 重点施策：地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進</p> <p>○国土交通省政策評価体系図における位置づけ 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 参考指標42 最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数</p>
		政策の達成目標	地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進のため、市町村地域防災計画に位置づけられたすべての地下街等において、浸水防止用設備を設置する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等における浸水防止用設備設置率 100%（令和10年度）
	政策目標の達成状況	市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等における浸水防止用設備未設置施設数 76施設（令和7年3月末現在） 浸水防止用設備設置率 92%（令和7年3月末現在）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度～令和10年度における適用数 地下街等の施設：41施設
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対して負担が大きいものである。令和10年3月末には 136 施設において税制適用対象の浸水防止用設備が設置される見込みであることから、政策目的を達成する上で、速やかに設備導入を促す必要がある。設備導入自体は、基本的に事業者の判断に委ねられていることから、本特例措置を通じて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進することができる。また、浸水防止用設備の設置は、地下空間を利用する不特定多数の安全を守るとともに、災害時の公共負担の軽減に資するものであることから、本特例措置を通じた設備の導入促進は公益性の観点からも合理的である。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	水防法に基づき、地下街等において避難確保・浸水防止のための措置を講ずるよう求めていくにあたっては、当該措置の実効性を高める観点から、浸水防止用設備の設置を促進することが重要であり、これについて費用負担の軽減を図る必要がある。こうした措置を講ずるべき地下街等は全国に広く存在しており、全国一律の税制特例措置によることが適切である。また、今後の気候変動により豪雨災害等の激甚化・頻発化が予測される中、浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクが大きく、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る地下街等の浸水防止対策を促進することは不可欠であることから、浸水防止用設備の設置促進を図る本特例措置が必要である。

こ れ ま だ の 税 負 担 軽 減 措 置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	適用実績：令和元年度 7件 減収額 166千円 令和2年度 5件 減収額 75千円 令和3年度 2件 減収額 6千円 令和4年度 1件 減収額 2千円 令和5年度 1件 減収額 1千円 【出典】地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第217回国会提出)
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用実績：令和3年度 426千円 令和4年度 111千円 令和5年度 94千円
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	防水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があり、地下街等の利用者の避難確保に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いきにくい性質のものである。これらについて、本特例措置を通じて負担軽減を図ることによって、水防法に基づく民間事業者による浸水防止用設備の設置を促進することができる。
	前回要望時の 達成目標	避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数：971施設（令和7年度）
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	避難確保・浸水防止計画を作成している地下街等の施設数の推移※ 令和5年3月末：901 令和6年3月末：901 令和7年3月末：917 （※毎年、各自治体において対象施設の見直しが行われ、一部の自治体で対象施設が減少することがある。）

		<p>公共性の高い地下街や地下鉄では計画の作成が進んでいるが、接続する民間ビル等については各施設管理者間で役割分担や避難経路等の内容の調整が必要であることから、計画の作成に時間を要している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 創設  平成 27 年度 拡充（対象となる区域を想定最大規模の洪水浸水想定区域に拡大）  平成 29 年度 拡充（対象となる区域に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を拡大）  令和 2 年度 延長  令和 5 年度 延長</p>	